平成２４年３月１２日

事　　務　　連　　絡

ナショナルバイオリソースプロジェクト

　　代表機関　課題管理者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文部科学省研究振興局

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ライフサイエンス課

同一機関内でリソースを提供する際の覚書の取り交わし

及び集計様式の変更について

　ナショナルバイオリソースプロジェクトでは、各機関においてリソースの提供を行う際には、当該リソースに関する知的所有権等の無体財産についての権利関係を明確にするため、生物遺伝資源提供同意書（ＭＴＡ）の締結をしていただいているところです。

　本年度より本補助金に係る交付要綱を改正し同一機関内へのリソースの提供（自家使用）が可能となったところですが、同一機関内であることから知的財産としての譲渡・授受等がないため、ほとんどの機関でＭＴＡが締結されておらず、リソースの利用者が遵守すべき事項を十分理解しているとは言い難い状況であると推察されます。

　そのため、文部科学省において、同一機関内でリソースを提供する際の覚書の雛形を作成しましたので、別紙に留意の上必要に応じて修正いただき、平成２４年度以降については、同一機関内へのリソースの提供の際に必ず覚書を取り交わすようお願いします。

　なお、評価の際などに御提出いただく提供数の実績を作成する際に、同一機関内で提供したリソース数も計上して差し支えありませんが、計上できるのは覚書を取り交わした提供に限りますので御留意願います。

　併せて、今後使用する「バイオリソースの収集・保存・提供の数値目標・実績」に係る様式を別添のとおり変更いたしますので、今後はこの新しい様式に従って、集計していただくとともに、第三期（平成24年度以降）の実績を第二期（平成19年度～平成22年度）と比較するため、第二期の実績についても新しい様式で再集計のうえ、提出して下さいますようお願いします。（提出時期は、別途連絡いたしますが５月末頃を予定。）

　様式は「個体、細胞、微生物等」と「クローン、ライブラリー等」の２種類を示しておりますが、他の形状のリソースがある場合などは、適宜、表を追加していただくことも可能です。

　なお、本事務連絡は代表機関の課題管理者宛にお送りしておりますのが、分担機関がある場合は、代表機関から分担機関へ周知いただくようお願いいたします。

文部科学省ライフサイエンス課　担当：細野

TEL：０３－６７３４－４３６６

E-mail：hosono@mext.go.jp

**【 別紙 】**

この覚書の実施にあたっては、覚書の内容を十分理解されるとともに、以下の点にも御留意ください。

①　　覚書は、提供者及び利用者の自筆の署名と認印で差し支えなく、所属機関の公印は不要です。なお、同一機関内であってもＭＴＡ（生物遺伝資源提供同意書）等の締結が必要な場合は覚書の取り交わしは不要です。

　　　同一機関内でＭＴＡ等の締結が必要かどうかは、各機関の知的財産担当部署の指示に従ってください。

②　　モデル様式として示した覚書は、各機関や各リソースの実態を踏まえ必要な部分を修正の上、使用してください。

③ 同一機関内への提供に当たり、本覚書もしくはＭＴＡを取り交わした場合についてのみ提供数として実績にカウントすることができます。（本覚書もしくはＭＴＡを取り交わさないものは提供実績として認められません。）

④ 同一の研究者に対して、同一課題名における複数回の提供をする場合で、毎回、覚書もしくはＭＴＡを取り交わすことが実態にそぐわない場合等があれば、提供者と利用者との間で適宜調整いただいて差し支えありません。ただし、このような場合においても、必ず、年度の最初の提供時には、改めて覚書もしくはＭＴＡを取り交わすようにしてください。

⑤ 平成２４年度からは、同一機関内へのリソースの提供に当たっては、全リソース必ず覚書もしくはＭＴＡを取り交わすようにしてください。

⑥ なお、本覚書については、平成23年度第2回NBRP推進委員会において了解をいただいております。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上